

和服の系譜に関する研究

(9) 「今昔物語集」(本朝)にみる男性衣服について

上田一恵, 大杖美穂, 岡西誠子, 伝谷めぐみ

(武庫川女子大学家政学部被服学科)

A Historical Study of Japanese Clothes (9) From “Konjakumonogatari” [Honcho] A Classical Book of Japanese Stories

Kazue Ueda, Miho Otsue, Seiko Okanishi and Megumi Tsutaya
*Department of Textiles and Clothing Sciences, Faculty of Home Economics,
Mukogawa Women's University, Nishinomiya 663, Japan*

We have been collecting materials for this study from the “Konjakumonogatari”.
This book was written in the first part of the 12th century.
The background is set in the Heian era when aristocracy ruled over Japan.
The book vividly describes the life of the common people who suffered from heavy burdens of tax and tribute.
In reference to what is written in this book, we have attempted to examine the clothing of the men in the working class.

緒言

前報の女性の場合にも述べたとおり「今昔物語集」は、文学的価値を高く評価されているのみならず、史的にも貴重であるといわれている。その理由の一つとして、同時代の日記や他の文学作品にみられないリアルで詳細な叙述、登場人物も貴族や僧侶、庶民と幅広く日常的な生活を細かく観察して描いていることが挙げられる。今回は前報に引続き男性の衣服を主にまとめてみた。

「物語集」の中に見られる衣服表現について

本朝 12 巻 343 話の説話を検討し、衣服表現のある文例の一部を次の Table 1 にまとめた。この表に見られるように登場人物の身分は貴族、左大臣、大納言、僧正、正四位下、従四位下、守、もと国司、大領、五位の官人、下級侍、舍人、相撲人、盗人など幅広い身分の人々が登場している。

表に示した説話のいくつかの内容を簡単に紹介すると、例えば、

23 巻 18 話 機織りの名手である妻が主人の大領にすばらしいりっぱな麻布の着物を着せたところ、国司が見て欲しくなり、その着物を取り上げてしまった。そこで立腹した妻が単身国司のところへ行き怪力を発揮し衣を取り戻してきた。当時は女性が機織りをして衣服を調べていたことや美しい布は貴重なものであったことなどが窺い知れる。

23 巻 20 話 仁和寺の別当が追剥ぎを一蹴し、今後このような事はしないように論し、自身の着ていた綿の厚い衣を脱ぎその男に与えた話

25 卷 7 話 盗賊の巨魁袴垂保輔が 10 月ごろ着る衣服が欲しくなり少し手に入れようと藤原保昌を襲って衣服を剥ぎ取ろうとしたが保昌の威に打たれて伏し訓戒をされた後、上綿入の衣をいただいた。

29 卷 16 話 深夜、宮中より退出した史が牛車の中で衣服を脱ぎきれいに折り畳んで敷物の下にかくし、盗賊に襲われると、すでに身ぐるみ剥ぎ取られたと答え難を免れた。

29 卷 9 話 男を殺害し着衣や持物を奪い、それを着用して通りかかった家に一夜の宿を頼む。その家が殺された男の家で、着衣の特徴からその宿の女の疑惑を招き、捕らえられ射殺された念仏聖の話。

29 卷 10 話 大飢饉の年で盗人は食べ物を探し倉庫に忍び込んだが一粒の穀物もなく飢えに耐えかねて倉庫の中より戸を叩いて自分の所在を知らせた。倉庫を開けると 40 才位の堂々とした水干姿の男が真っ青な顔をして引き出されてきた。

29 卷 19 話 大赦で出獄した袴垂が武者を殺して衣服や武具を剥ぎ取り身支度を調べ仲間 20~30 人と落ち合って道中仲間達の衣服や武具も同様の方法で調べ装備を強化した。

29 卷 36 話 富を築いた京の水銀商人が伊勢より百余頭の馬で莫大な物資を輸送中鈴鹿で賊に襲われたが、日ごろ飼ひ慣らした蜂を呼集して賊をこらしめ、賊の蓄財までも手に入れ富栄えた。この水銀商は浅黄の打衣に真黒の打袴袴を着、薄黄色の綿の厚い着物を三枚ほど重ねている。

30 卷 5 話 離婚した妻が摂津守と再婚、夫と共に任国へ行く途中難波江で葦を刈る貧しい前夫を見つけ哀れんで和歌を添えて衣を与える。その前夫は泥だらけ真黒な袖もちぎれた麻の単衣、それも膝のところまでしかない短いものを着て、烏帽子をかぶっている。

これら数例からでも当時の人々の生活を窺い知ることができるように思われる。

次に登場人物がどのような衣服を身につけていたか文中の衣服表現を類別し、その言葉が用いられていた説話をまとめた表が Table 2 である。

わが国での服制の変化は冠から衣服へと展開し大宝元年律令の制定により衣服令が定められた。その後この大宝律令を一部修正したものが養老律令である。行政組織や身分制度を確立し、税制や位禄が定められると共に衣服令では朝服や制服の区別を規定し服色をも定めている。その後、この養老律令は格と式による補正を加えながら一部は明治維新まで存続した。

このように定められた正装が束帯である。この語は中国では論語公治長の篇に「束帯して朝に立つ」とあり朝服の装いである。衣服令で決められた正しい装いは冠、袍、半臂、下襲、裃、単、表袴、下袴、襪、石帯、魚袋、太刀、履、笏などから成る。

先ず表の「冠」表現のある説話を調べると大納言の亡霊が束帯姿で現われた話、他は歌人が賀茂祭の奉幣使を勤め冠を着けているとか、ねじけた冠をかぶる老法師や六位の藏人などで余り身分の上位の人はいないようである。他の衣服表現を見ると「御衣」と表現されている説話は僧正であったり大納言（藤原道長）である。

「下襲」は大納言が相撲人へ褒美に与えたもの。

「裃」は紅が普通であるが随人に着せるため青色。

「衣冠」は上皇の子の野遊に召されて参上するため衣冠に身を正して行った歌人たち。

「直衣」親王の子がこの姿で鬼に盗み取られた琵琶を取り返しに羅城門へ行く話。他の直衣姿は太政大臣、殿上人などである。

「束装」という表現は多く使われているが左大臣の日の束装、奢侈禁制を通達してあるのにと天皇がご立腹になり退出を命ぜられるような左大臣の束装、史、介、僧、身分の低い侍の旅装束、檢非違使の束装、舎人の束装と幅広い身分の人たちに相応の束装として使われている。

「衣」は前司、大納言の霊、藏人、大領、中、少将たち、守の甥、大学頭、僧、受領の郎等などの衣類という表現である。

数箇所に出てくる綿の厚い衣は三枚重ねて着用している場合もあるので「裃」の綿入れのものであろうと推測される。

和服の系譜に関する研究

Table 1. These sentences are writing on the clothing of mens (1)

巻	文中の表現	身分, 年令, その他	衣服について
22-7	家ノ後ノ方ヨリ青鈍ノ狩衣袴着タル男ノ年四十余許ナル	40才位の男子(宮道弥益), 大領	濃い縹色の狩衣と袴
〃	苦シケレバ装束解テ寄臥給タルニ, 家主ノ男来テ「御狩衣指貫ナド炮干サム」ト云フテ, 取テ入ヌ	冬嗣の子, 内舎人良門の次男高藤, 大納言を経て内大臣, 正三位	狩衣, 指貫
23-15	本着タリツル表ノ衣, 指貫ニハ血付タル, 童ニ深ク隠サセテ, 童口吉ク固メテ, 太刀欄ニ血付タリケルナド吉ク洗ヒ拵メテ, 表ノ衣, 指貫ナド着替テ, 然氣無クテ宿処ニ入り臥ニケリ	陸奥前司, 橋則光	上衣, 指貫
〃	歳三十許ノ男ノ鬢鬢ナルガ, 無文ノ袴ニ紺ノ洗曝ノ襖ニ, 歎冬ノ衣ノ袷ト吉ク被曝タルヲ着テ, 猪ノ逆類ノ尻鞆シタル太刀帯シテ, 鹿ノ皮ノ沓履タル有リ	30才位の男子	無地の袴に紺の洗いざらしの袷, その上に山吹色の衣 鹿皮の沓をはく
23-16	然様ナル所ニハ, 侍共ノ四五人ヅ袴ノ括ヲ上げ, 喬ヲ交ミテ, 太刀ヲ提, 杖ヲ突ツ立並タリケル. 女童部返リ入テ此由ヲ云ケレバ, 季通歎キ思フ事無限リ	六位程の下級侍	袴
23-18	其ノ女形ヲ柔稟ナル事練糸ヲ繚ルガ如シ. 而ルニ, 此ノ女麻ノ細畳ヲ織テ, 夫ノ大領ニ着タリケリ. 其細畳直クシテ微妙事并無シ	大領である尾張久政利	精巧に織った手織の麻布
23-20	着給タリケル衣ノ綿厚キヲ脱テ, 男ニ給テ追出シテケリ	式部卿宮(敦実親王)の御子である寛朝僧正	綿の厚い衣
23-21	此ノ相撲共ノ過ムト為ルガ, 皆水干装束ニテ, 純ヲ解テ押入烏帽子共ニテ, 打群テ過ルヲ, 此ノ衆共不安思テ, 此ヲ不過トテ	相撲人	水干の狩衣姿, 烏帽子
〃	袴ノ扶高ヤカニ上テ指進テ歩ミ寄ルニ	相撲人	袴の裾をくくり上げる
23-22	帷計ヲ着テ中結テ足駄ヲ履テ, 拐杖ト云物ヲ突テ, 小童一人許ヲ共ニ具シテ	丹後国 海恒世という右近衛府方の相撲人	浴衣と腰帯, 下駄ばき
23-25	其ノ時ニ方ノ大将ニテ大納言藤原清時, 階下ヨリ下坐シテ下襲脱テ被テケリ	大納言 藤原清時	下襲を褒美に与える
24-24	人ニモ不告シテ, 欄姿ニテ只一人沓許ヲ履テ	源博雅, 醍醐源氏, 克明親王の子	直衣姿
24-31	欄姿ナル人入来ル「誰ニカ有ラム」ト思テ見レバ, 伊衡ノ少将ノ来レル也ケリ	伊衡少将, 敏行の子, 参議, 右権中将(左中将)左兵衛督, 刑部卿, 正四位下	直衣姿
24-56	着ケル賊ノ水旱ノ綻ノ絶タリケルヲ脱テ, 切懸ヨリ投越シテ	高階為家朝臣が播磨守のころ仕えていた侍	水干

巻	文中の表現	身分, 年令, その他	衣服について
25-5	我ハ紺ノ襖ニ欵冬ノ衣ヲ着テ, 夏モノ行騰ニ履, 綾蘭笠ヲ着テ, 征箭三十許, 上指鷹膀ニ並指タル 胡籙ヲ負テ	平維茂, 平貞盛(丹波 守)の弟の武藏権守重 成の子, 上総守兼忠の 長男	紺の襖に山吹色の衣 夏毛の行騰をつけ綾 蘭笠
25-7	大路ニスズロニ衣ノ数着タリケル主ノ, 指貫ナメ リト見ユル袴ノ喬挾テ, 衣ノ狩衣メキテナヨ, カ ナルヲ着テ	摂津多田源氏の姻戚藤 原保昌	指貫, 狩衣めいた衣
26-4	指貫ノ扶ノ長ヤカデ物ニ懸タルニ, 急ト見エケレ バ, 見付テ口様「我が妻ノ女ノ許ニ, 此様ノ指貫 着タル人ハ	大学頭藤原明衡(敦信 の子), 文章博士, 従 四位下	指貫
26-5	舎人男, 帷ヲ脱テ水ニテ, 息モ絶々ニ走り来ル.	舎人	帷
26-16	舎人男, 着タリケル水干ヲ脱テ	舎人	水干
26-17	薄綿ノ衣ニツ許, 青鈍ノ指貫ノ裾壊タルニ, 同色 ノ狩衣ノ肩少シ落タルヲ着テ, 下ノ袴モ着ズ	藤原基経(時の関白) に仕える五位の侍	薄い綿入2枚, 指貫 狩衣
26-18	裾濃ノ袴着タル男打隊タリ	盗人	裾濃の袴
〃	年五十許ナル男ノ怖シ気ナルガ, 水干装束シテ	盗人	水干
27-2	院見遣セ給ケルニ, 日ノ装束直シクシタル人ノ大 刀帯テ笏取, 畏リテ, 二間許去キテ居タリケルヲ	左大臣源融	束帯
27-11	家へ出ケルニ, 門ニ赤キ表ノ衣ヲ着, 冠シタル人 ノ, 極ク気高ク怖シ気ナル, 指合タリ	伴大納言善雄, 五位の 官人	袍
27-24	物ノ迫ヨリ臨バ, 藍摺ノ水干袴着タル男ノ笠頸ニ 懸タル, 門ノ外ニ立テ臨ク	若く身分の低い侍	水干袴
27-30	夜半許ニ塗籠ノ戸ヲ細目ニ開テ其ヨリ長五寸許ナル 五位共ノ, 日ノ装束シタルガ, 馬ニ乗テ	五位の官人	束帯
27-31	有明ノ月ノ極テ明キニ, 不暗キ庭ヨリ浅黄上下着 タル翁ノ, 平ニ口搔タル文挾ニ文ヲ指テ	翁	浅黄色の袍
28-2	下簾ヲ垂テ, 此ノ三人ノ兵, 賤ノ紺ノ水干袴ナド ヲ着乍ヲ乗ヌ	無位の官人	紺色の水干袴
28-3	此ノ五人ハ兼テ院ヨリ廻シ文ヲ以テ可参キ由被催 タリケレバ, 皆衣冠シテ参テル也	歌人	衣冠
〃	此ノ歌読ノ座ノ末ニ烏帽子キタル翁ノ, 丁染ノ狩 衣袴ノ賤気ナルヲ着タル, 来テ座ニ着ヌ	歌人	狩衣袴
28-4	有ト有ル殿上人此五節所ヲ恐サムトテ, 皆紐ヲ解 テ欄表衣ヲ脱下テ, 五節所ノ前ニ立並テ	殿上人	欄(直衣)
28-12	内ヨリ人々共ニ出テ遊ニ行ク事ナム有ルニ, 烏帽 子ト狩衣ト取テ遣セヨ	殿上人	狩衣, 烏帽子

和服の系譜に関する研究

巻	文中の表現	身分, 年令, その他	衣服について
28-15	講師, 青色ノ織物ノ直垂ヲ着テ, 柑子色ナル袖ノ帽子ヲシテ, □ノ方ニ少居ザリ出	80才近い僧官	青色の織物の直垂
28-16	着タル装束ヲ皆帖テ, 車ノ畳ノ下ニ直ク置テ, 其ノ上ニ畳ヲ敷テ, 史ハ冠ヲシ襪ヲ履テ, 裸ニ成テ車ノ内ニ居タリ	太政官の第四等官	衣冠, 襪
28-21	堀川ノ中将, 襦袢ニテ形ハ光ル様ナル人ノ愛敬ハ泛ニ泛テ…襦ノナヨムカニ微妙キ裾ヨリ青キ出裾ヲシタリ. 指貫モ青キ色ノ指貫ヲ着タリ	堀川の中将	襦 (直衣) 青色の指貫
〃	隨身四人ニ皆青キ狩衣袴, 袴ヲ着セタリ	小随人	青色の狩衣袴, 袴
28-32	実ニ何ニ可咲カリケム, 五位許ノ者ノ, 昼中ニ大路ヲ歩ニテ, □ナル者ノ, 指貫ノ喬取テ喘タキテ, 七八町走ケムハ	五位の官人	指貫
28-35	殿上人ハ微妙キ襦袢ニテ, 車ニ乗り烈テ, 集会ノ所ヨリ渡ヌ	殿上人	襦 (直衣)
28-37	紺オ水旱ニ白キ帷ヲ着テ, 夏毛ノ行騰ノ星付キ白ク色赤キヲ履タリ	東国の者	紺の水干, 白い帷
28-40	年極ク老タル翁ノ, 帷ニ中ヲ結ヒテ平足駄ヲ履テ, 杖ヲ突テ出来テ	翁	帷
28-41	前駟共火ヲ打振ツ, 見ルニ, □ニ表ノ衣着タル者ノ髪ヲ放テ居タレバ	大学の学生	袍
29-1	上ノ判官□ト伝ケル人, 冠ニテ青色ノ表ノ衣ヲ着テ, 調度負テ	六位の蔵人	青色の袍
29-3	暫居タル程ニ, 吉キ馬ニ尋常ノ鞍置テ, 水旱装束ナル雑色三人許, 舎人ト具シテ将来タリ	雑色	水干
29-4	紅ノ衣ニ蘇芳染ノ水旱ノ重ネタル袖口ノ差出タレバ…髪ヲバ後様ニ結テ, 烏帽子モセヌ者ノ	近江の豪族	紅の衣 蘇芳染の水干
29-9	此ノ法師ニ向テ見ルニ, 法師ノ着タル衣ノ	法師	布衣
29-10	蔵ヲ開サセテ見レバ, 年四十許ナル男ノ糸綱ラカナルガ, 水旱装束直クシタルガ	40才位の男子	水干装束
29-13	暫許有テ天井ヨリ侍際ノ者ノ水旱装束ナルヲ捕ヘテ引出シテ将来タリ	従者	水干装束
29-17	年八十許ナル老法師ノ極氣ナルガ長高キ, 賊氣ナル布衣ヲ腰ニ巻テ, 差喬リテ死テ臥セリ	80才位の老法師	布衣
〃	而ル間, 年三十許ナル男二人, 権鈍色ノ水旱ニ裾濃ノ袴着タルガ袴ノ喬取テ高ク交ミテ, 前ニ大キナル刀現ニ差シテ	30才位の男	薄鼠色の水干袴
29-19	然テ其ノ水旱袴ヲ曳剥テ打着テ, 弓胡録ヲ取テ擧負テ	武士	水干袴

巻	文中の表現	身分, 年令, その他	衣服について
29-22	僧ノ鈍色ノ衣一ツヲ借テ, 女ノ童ハ僧ノ袖ノ衣ヲ借着テ	僧	
29-36	水銀商ハ浅黄ノ打衣ニ青黒ノ打狩袴ヲ着テ, 練色ノ衣ノ綿厚ラカナル三ツ許ヲ着テ, 菅笠ヲ着テ	水銀商	打衣, 打狩袴 綿の着物三枚
30-5	土ニ穢テタ黒ナル袖モ無キ麻布ノ帷ノ臙本ナルヲ着タリ, 帽子ノ様ナル烏帽子ヲ被テ	下人	麻の帷
30-7	垣ノ有傍ニ少将ノ狩衣ノ神ノ限り懸リタリ	右近少将(右近衛府の 次官)	狩衣
31-2	請僧ハ四色ヲ調テ, 百僧ヲ請ジタリ. 大山寺三井寺ノ止事無キ名僧ヲ皆尽シタリ.	僧侶	四色の法衣
31-5	行ク時ニハ垂髪ニテ, 栗毛ナル草馬ヲ乗物ニシテ, 表ノ袴, 柏襪ナドニハ布ヲナムシタリケル	大蔵の最下(下級書記 官) 宗岡高助	表の袴, 柏 襪
〃	我ガ娘ノ方ニ行ク時ニハ, 綾ノ襦ニ菰菰染ノ織物ノ指貫ヲ着テ, 紅ノ出シ柏ヲシテ, 薫ヲ焼シメテ行ケリ	〃	綾の襦, えび 色の織物の指 貫, 柏
31-6	漸ク事成ラムト為ル程ニ, 見レバ, 浅黄上下着タル翁出来テ,	刀禰	浅黄の上下
31-12	「何者ゾ」ト見遣テ見レバ, 烏帽子折テ結タル男共ノ, 白キ水干袴着タル		白い水干袴 烏帽子を折っ てかぶる

和服の系譜に関する研究

Table 2. These clothes are writing in the story

冠	23 卷- 21 話 26-13 27-11 28-6 28-16 28-26 28-35 28-41 29-1
老懸	28-35
帽子	28-15
烏帽子	23-20 23-21 26-8 28-3 28-12 28-43 30-5 31-12
笠	25-5 26-8 26-22 28-37 29-17 29-36
御衣	23-20 24-53
衣冠	28-3
装束(男)	27-2 27-30 22-7 22-8 25-12 26-5 26-8 26-17 26-18 26-22 27-25 28-3 28-12 28-16 28-21 28-32 28-35 29-15 29-25 30-1 31-2
装束(女)	24-3 24-31 26-8 31-5
下襲	23-25
裵(男)	27-21
裵(女)	24-6 27-38 30-1 31-5
衣(男)	23-15 23-18 23-19 23-20 23-25 25-5 25-7 26-4 26-8 26-17 26-18 27-11 28-12 28-41 28-42 29-1 29-22 29-28 29-36 30-5
衣(女)	22-7 23-16 23-24 24-8 24-49 26-5 27-13 27-20 27-31 29-8 29-18 29-22 29-23 29-36 30-1 30-6 31-5 31-7 31-8
襦(直衣)	24-24 28-21 28-35 31-5
唐衣, 裳	24-31 31-6
着物(男)	23-18 28-5 29-21 29-23 29-28 29-36
着物(女)	29-22 29-28
狩衣	22-7 25-7 26-17 28-12 30-7
布衣	29-9 29-17
襖(男)	23-15 24-1 25-5
襖(女)	25-5 26-17 31-5
水干	23-21 26-16 26-18 28-37 29-10 29-13 29-17
直垂	26-17 28-15
上下	26-8 27-5 27-31 31-6
帷	23-22 26-5 28-37 28-40 30-5
単衣	24-7 27-4 27-13 30-1 31-8
上着	28-1
細長	24-3
汗衫	24-3 31-5
法服	26-22
懸衣	26-22
狩衣袴	22-7 23-25 26-8 28-3 28-21
打狩袴	26-36
水干袴	27-24 27-25 28-2 29-19 31-12
袴(男)	23-14 23-15 23-16 23-21 26-16 26-17 26-18 27-24 27-26 28-5 28-9 28-35 29-15 29-17 31-5
袴(女)	22-7 24-7 24-8 24-31 27-13 29-8 29-22 30-1 31-7
指貫	22-7 23-15 25-7 26-4 26-17 21-21 28-32 31-5
帯	26-12 26-17

まとめ

「今昔は当時の社会の風俗を見、公衆の思想を察するに重大な価値を存する。」と評されているが、妻が機織りをし家族の衣類を調えたり、大飢饉で倉庫に食べ物を盗もうと入ったがその倉庫もやはり空であったことや、追剥ぎ、盗賊の説話の多いことなどより治安が悪く人口の圧倒的多数を占める被支配層である良民の苦しい生活ぶりが推測される。

衣服としては30巻5話のような袖もちぎれた麻の膝丈位の単衣を着用して寒さや空腹にも絶え、調や庸を納めるために体を壊してまで働く人々。その衣服の使用布量は官人や下働きのものに支給させていた布量では単の布袍は長さ1丈6尺(474 cm)、幅2尺4寸(74 cm)、衿は単の倍の分量が支給されていた。材質は絶(あしぎぬ)であったであろうが、この説話の登場人物が着用していたものは、苧麻(からむし)のようである。

しかし28巻の登場人物である親王の子や中将、歌人たちの多くは家居の直衣姿で登場する。直衣(単)のみで使用布長さ約1650 cm、幅約45 cm、半臂で長さ約980 cm、袖約900 cm、指貫855 cmとその使用布量の大差や何枚も重ね着をしていた上、綿入れの衣を盗賊に与えたり、下襲を褒美に取らせるなど、あの時代の貧富の差は我々が普通に想像する域外であろう。

物語の中でも五位と六位の差は歴然としているが、10世紀以降律令制の封禄に依拠することが困難になった下級官人たちは、売位や売官を行ない、飢饉や疫病などと人々は不安な日々を送ることとなる。このように不安な世情には物語集にも多く出てくる御霊の信仰が行なわれ、菅原道真をまつる北野神社が建立された。また祇園祭も10世紀に疫神送りの行事から出発し現在に至っている。これらはいわゆる庶民の生活不安や、信仰心から出たものであろうが同じ頃、藤原道長の子頼通が宇治の別荘を寺院として平等院鳳凰堂を完成させている。

私たちは今までこの少数貴族の人たちの歴史には触れてきたが、その表面に出ない部分を支えている多くの被支配階級層の人たちは「尾張国解文」にあるように国司が田租を段別1斗5升と決められているのに、3斗6升到引き上げ徴収したり、調の絹も当国産の上質のものは私用に使い、他国から粗悪な糸を買い中央に貢進しているなど訴えているが被支配者である彼らは衣生活の面でも素材の悪さ使用布量の少なさなど、その生活状態を知る史料の一つとして山上憶良の貧窮問答歌と共にこの今昔物語集はやはり貴重な説話集であると思われる。

参考文献

- 馬淵和夫, 国東文磨, 今野達訳, 古今物語集一〜四, 小学館, (1986).
古事類苑産業部・服飾部, 神宮司庁, (1936).
村井康彦, 年表 日本歴史, 筑摩書房, (1980).
今泉定介, 歴世服飾考, 吉川弘文館, (1928).
今泉定介, 装束集成, 吉川弘文館, (1930).
会田範治, 註解養老令, 有信堂, (1964).
滝川政治郎, 日本法制史研究, 有斐閣, (1982).
京都大学文学部国史研究室, 日本史辞典, 東京創元社, (1982).
江馬務, 日本服装小史, 星野書店, (1967).
谷田闔次, 菅原珠子, 服装文化史, 原徳社, (1978).
金関文夫, 日本民族の起源, 法政大学出版局, (1980).
河村まち子, 栗原弘, 時代衣裳の縫い方, 源流社, (1984).